

後期高齢者医療制度の被保険者となった直後から特別徴収により保険料を納付できるようにしてほしい。

1 相談内容

「75歳になり、国民健康保険の被保険者から、後期高齢者医療制度の被保険者となったところ、市役所から保険料の督促状が届いた。これまで、国民健康保険の保険料は年金から徴収されていたのに、なぜ保険料の督促状が届くのか疑問に思い市役所に確認したところ、後期高齢者医療制度の被保険者となった後しばらくの間は、年金から保険料が徴収されず、納付書により保険料を納める必要があるとのことであった。後期高齢者医療制度の被保険者となった後も、途切れることなく年金から保険料を徴収してほしい。」との相談を受けた。

現在の制度では、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者に代わると、加入する医療保険制度が変わるため、後期高齢者医療制度の被保険者となった後6か月から一年の間は保険料を特別徴収されず、普通徴収となることから、納付書により保険料を納めるか、口座振替の手続きをとらなければならない。

しかし、75歳になれば、日本国内に住所を有するなど一定の要件を満たす場合は後期高齢者医療制度の被保険者となることから、後期高齢者医療制度の被保険者となった直後から特別徴収により保険料を納付できるようにしてほしい。

2 調査結果

(1) 制度概要等

ア 医療保険制度の体系

医療保険制度には、表1のとおり、年齢や職域等に応じ、健康保険、船員保険、共済組合、国民健康保険及び後期高齢者医療制度がある。

表1 医療保険制度の体系

制度	被保険者	保険者
健康保険	健康保険の適用事業所で働く従業員 (民間会社の勤労者)	全国健康保険協会、健康保険組合
船員保険	船員として船舶所有者に使用される者	全国健康保険協会
共済組合	国家公務員、地方公務員、私学の教職員	各種共済組合
国民健康保険	健康保険・船員保険・共済組合等に加入している勤労者以外の者	市町村
後期高齢者医療制度	① 75歳以上の者 ② 65歳～74歳で一定の障害の状態(※)にあることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者 (日本国内に住所を有するなど一定の要件を満たす場合に限る) ※ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号別表)別表に定める障害を有する者。	後期高齢者医療広域連合

(注) 全国健康保険協会のホームページ掲載情報を基に、当局が整理した。

イ 後期高齢者医療制度の被保険者の資格取得

「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成 18 年 6 月 21 日公布、20 年 4 月 1 日施行）の成立により、従来の「老人保健法」（昭和 57 年法律第 80 号）について、題名を「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「高確法」という。）に改称するとともに、その内容を全部改正された。

このことに伴い、平成 20 年 4 月 1 日から、国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくことを目的として、新たに①75 歳以上の者、②65 歳から 74 歳までの者で一定の障害の状態にある者を対象（高確法第 50 条第 1 号及び同条第 2 号）とする後期高齢者医療制度が設けられた。

高確法では、75 歳に達した者は、後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得するとされ（高確法第 52 条第 1 号及び同条第 3 号）、また、被保険者証については、被保険者が後期高齢者医療広域連合に対し交付を求めることができるとされている（高確法第 54 条第 3 項）。

なお、後期高齢者医療広域連合における被保険者証の交付の具体的な取扱例をみると、「広域連合は、市町村を通じて、75 歳に達する者に、75 歳の誕生日までに後期高齢者医療制度の被保険者証を送付しており、被保険者は被保険者証の交付に関し特段の手続を要しない（注）」とされ、一定の障害があると後期高齢者医療広域連合から認定された 65 歳から 74 歳までの者は、「申請日から一週間程度で保険証を郵送（注）」するものとされている。

（注）東京都後期高齢者医療広域連合ホームページ掲載情報による。

ウ 後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得する者に関連する統計データ

- ① 厚生労働省が実施する「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」によると、表 2 のとおり、新たに後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得する年齢である 75 歳を含む、75 歳から 79 歳までの年齢の被保険者数は年々増加傾向にある。

表 2 75 歳から 79 歳までの年齢の後期高齢者医療制度の被保険者数の推移
(平成 26 年度～30 年度)

(単位：千人)

年度	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
被保険者数	5,976	6,056	6,219	6,425	6,613

（注）「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」の結果に基づき、当局が整理した。

なお、同調査において、被保険者数の年齢別集計は、5 歳ごとの年齢階級別となっている。

- ② 国立社会保障・人口問題研究所が取りまとめた「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」によると、表 3 のとおり、以下の傾向となっている。

- i) 75 歳人口は、団塊の世代（昭和 22 年～24 年出生）が 75 歳に到達する令和 7 年頃まで増加した後、令和 22 年頃まで減少。その後、団塊ジュニアの世代の多くが 75 歳に到達する令和 32 年にかけて増加傾向

となる。

- ii) 人口総数は、平成 27 年から令和 32 年に向けて減少傾向。
- iii) 人口総数に対する 75 歳人口の割合は、75 歳人口と同様に推移。

表 3 75 歳人口推計値の推移

(単位：千人、%)

年	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 32 年 (2050 年)
75 歳人口	1,397	1,271	1,801	1,383	1,483	1,608
人口総数	127,095	125,325	122,544	119,125	110,919	101,923
人口総数に対する 75 歳人口の割合	1.10%	1.01%	1.47%	1.16%	1.34%	1.58%

(注) 国立社会保障・人口問題研究所が取りまとめた「日本の将来推計人口(平成 29 年推計)」による。

- ③ 厚生労働省が取りまとめた「平成 30 年版障害者白書」によると、表 4 のとおり、65 歳以上の在宅身体障害者数は漸増の傾向となっている。

表 4 65 歳以上の在宅身体障害者数の推移

(単位：千人)

年	平成 18 年	平成 23 年	平成 28 年
65 歳以上の在宅 身体障害者数	2,211	2,655	3,112

(注) 厚生労働省が取りまとめた「平成 30 年版障害者白書」による。

(2) 後期高齢者医療制度の保険料の徴収

ア 保険料の徴収事務について

後期高齢者医療制度の保険料の徴収事務は、表 5 のとおり、国民健康保険と同様に市町村が行っている。

後期高齢者医療制度の保険料については、市町村が被保険者から徴収するとともに、徴収した保険料は、保険者である後期高齢者医療広域連合に納付することとされている。

表 5 保険料の徴収に係る後期高齢者医療制度と国民健康保険の比較

区分	保険料の徴収事務の実施者	保険料の納付義務者
後期高齢者 医療制度	市町村 (高確法第 104 条第 1 項) → 徴収した保険料は後期高 齢者医療広域連合に納付 (高確法第 105 条)	被保険者 ただし、世帯主や被保険者の配偶者も、連 帯して保険料の納付義務を負う。 (高確法第 108 条第 1 項～同条第 3 項)
国民健康保 険	市町村 (国民健康保険法(昭和 33 年 法律第 192 号)第 76 条第 1 項)	被保険者の属する世帯の世帯主 (国民健康保険法第 76 条第 1 項)

(注) 関係規定に基づき当局が整理した。

イ 保険料の徴収方法の区分について

後期高齢者医療制度の保険料の徴収は、特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によらなければならない(高確法第 107 条第 1 項)とされている。

また、保険料の特別徴収に係る具体的な取扱は、介護保険法(平成 9 年法律第

123号)の規定を準用する(高確法第110条)とされており、具体的には、表6のとおり、原則として特別徴収であるが、年金受給額が年額18万円未満の者などは、例外的に普通徴収によるとされている。

なお、国民健康保険における特別徴収も、後期高齢者医療制度と同様に、特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によらなければならないとされているが、国民健康保険における特別徴収は、世帯内の被保険者全員が65歳から74歳までの世帯のみを対象が限定されている(国民健康保険法第76条の3)。

また、国民健康保険における保険料の特別徴収に係る具体的な取扱は、後期高齢者医療制度と同様に介護保険法の規定を準用する(国民健康保険法第76条の4)とされているが、国民健康保険では、世帯主のみが保険料を支払うのに対し、後期高齢者医療制度では各被保険者が保険料を支払うという点で取扱は異なっている。

表6 保険料の徴収方法の区分

保険料の徴収方法	左記徴収方法により保険料を徴収する対象
特別徴収	普通徴収の対象者以外の被保険者。(介護保険法第135条)
普通徴収	① 75歳以上の被保険者及び65歳以上75歳未満の寝たきり等の被保険者のうち、年金受給額の年額が18万円未満の被保険者(介護保険法第134条及び高確法施行令第22条)。 ② 介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合算額が年金受給額の1/2を超える被保険者(介護保険法第135条及び高確法施行令第23条第1号)。 ③ 市町村に口座振替による保険料納付を申し出た者(介護保険法第134条及び高確法施行令第23条第3号)。 ただし、保険料の未納が無いなど、口座振替によっても保険料の円滑な徴収が可能と市町村が認める場合に限る。

(注) 関係規定に基づき当局が整理した。

ウ 保険料を普通徴収する場合の具体的な保険料の徴収方法について

後期高齢者医療制度において、市町村が保険料を普通徴収する場合の具体的な徴収方法は、各市町村が定める条例及び施行規則に定められている。

市町村が定める条例及び施行規則を見ると、表7のとおり、普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期については9回、納付方法は納付書又は口座振替によるとしている。



表7 普通徴収における具体的な保険料の徴収方法を定めた条例、施行規則の例

<p>○ A区後期高齢者医療に関する条例 抄</p> <p>第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1期 7月1日から同月31日まで</p> <p>(2) 第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>(3) 第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>(4) 第4期 10月1日から同月31日まで</p> <p>(5) 第5期 11月1日から同月30日まで</p> <p>(6) 第6期 12月1日から翌年の1月4日まで</p> <p>(7) 第7期 1月1日から同月31日まで</p> <p>(8) 第8期 2月1日から同月末日まで</p> <p>(9) 第9期 3月1日から同月31日まで</p> <p>2 前項に規定する納期により難い被保険者に係る納期は、区長が別に定めることができる。この場合において、区長は、当該被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対しその納期を通知しなければならない。（第3項略）</p> <p>○ A区後期高齢者医療に関する条例施行規則 抄</p> <p>第3条 普通徴収に係る保険料の納付は、納付書又は口座振替の方法により行うものとする。</p>

エ 後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得する者の特別徴収の実施に関連する事務の内容

後期高齢者医療制度における特別徴収の実施方法については、上記2(2)「保険料の徴収方法の区分について」に記述したとおり、介護保険法の規定を準用している。

また、厚生労働省は、平成20年4月から、市町村や日本年金機構などの関係機関が、特別徴収事務を実施するにあたり、介護保険法等の関係法令に基づき関係機関が行う事務を整理した「介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料（税）の特別徴収関係資料」を作成し、公表している。

介護保険法の規定及び上記資料によると、後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得する者の特別徴収の実施に関連する事務の流れは、表8及び表9のとおりであり、手続きに概ね約6か月を要している。

こうしたことの理由として、厚生労働省は、新たに75歳に到達した高齢者（65歳から74歳までの者で一定の障害の状態にあることの認定を受け被保険者となった者も含む。）については、加入する医療保険制度が変わることで、保険の財政運営主体である保険者も後期高齢者医療広域連合に変わる事等から、新たに加入した後期高齢者医療広域連合において、当該被保険者の保険料額を賦課決定した上で、その時点の世帯構成などを踏まえ、特別徴収の要件を満たすか等を確認した上で、特別徴収の事務手続を改めて実施する必要があるためとしている。

具体的には、表8及び表9のとおり、

- ・ 被保険者の生活の基礎である年金から保険料を徴収する「特別徴収」については、被保険者の生活保障に配慮し、過大な徴収をしないよう被保険者が一定の要件（年金受給額の年額が18万円以上、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない等）を満たす必要あり、

これら要件の該当の有無を確認するため、日本年金機構から高齢者一人ひとりの年金情報等を国保中央会に送付し、それを都道府県単位に分割して国保連合会に送付した後、国保連合会において市町村単位で分割し、各市町村(介護保険担当部局)に高齢者一人ひとりの年金情報等を送付していること。

- ・ 市町村(介護保険担当部局)において、75歳に到達した高齢者の年金情報等について後期高齢者医療担当部局に送付し、当該高齢者について後期高齢者医療広域連合により賦課決定された保険料額を確認していること。
- ・ 当該保険料額を基に、当該被保険者について特別徴収を適用した場合に徴収することとなる毎回の保険料額を算出した上で、国保連合会から送付されてきた年金情報等と合わせて確認することで、当該被保険者が特別徴収の対象となり得るかを判断していること。

また、市町村(介護保険担当部局)においては、被保険者の保険料等の情報を集約した上で国保連合会に通知していること。

- ・ 各都道府県の国保連合会においては、市町村から送付されてきたデータ等について内容の妥当性等をチェックした上で、国保中央会に送付し、それらの情報を国保中央会が取りまとめた上で、日本年金機構に対して報告していること。
- ・ その上で、市町村等や日本年金機構においては、特別徴収の実施前に、各被保険者に対して、年金支給額から徴収する金額等を被保険者に対して通知すること。

といった事務を、順を追って実施する必要があるためであるとしている。

表8 後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得する者の特別徴収の実施に関連する事務の内容

No.	事務の実施機関	事務の内容	根拠法令
1	日本年金機構・共済組合	当該年の4月1日、6月1日、8月1日、10月1日、12月1日及び2月1日を基準日として、年金額18万円以上の者のうち、65歳以上の者の情報(※)を抽出し、特別徴収の対象となりうる年金の優先順位を判定した上で、日本年金機構又は地方公務員共済組合連合会から国保中央会に当該年金に係る情報を通知 ※ 氏名、住所、性別、生年月日、支給している年金の種別、年金支給額及び年金支給者	○ 介護保険法第134条第1項～同条第9項 ○ 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第41条の2 ○ 高確法施行規則第91条及び第93条
2	国保中央会	日本年金機構から送付を受けた情報を、各都道府県別に振り分け、各都道府県の国保連合会に通知 ※ 法令に規定されている内容は、通知において国保中央会を通知することのみ。	○ 介護保険法第134条第7項 ○ 介護保険法施行令第41条の2
3	国保連合会	国保中央会から送付を受けた情報を、各市町村別に振り分け、各市町村に通知 ※ 法令に規定されている内容は、通知において国保連合会を通知することのみ。	○ 介護保険法第134条第7項 ○ 介護保険法施行令第41条の2
4	市町村(介護保険担当部局)	国保連合会から送付を受けた情報を、介護保険担当部局にて受領後、65歳以上75歳未満は国民健康保険に、75歳以上(※)は後期高齢者医療制度にそれぞれ振り分け、介護システム経由で担当部局へ送付 ※ 65歳以上74歳以下で一定の障害の状態にあるという認定を後期高齢者医療広域連合から受けた方を含む。	
5	市町村(後期高齢者医療担当部局)	75歳以上の者の情報が、後期高齢者医療担当部局へ送付されてくるため、その情報を基に、その時点の後期高齢者医療制度の被保険者情報と照合し、特別徴収の対象となりうる被保険者を確認	
6	後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療広域連合が被保険者ごとに世帯構成、前年所得等を把握した上で賦課決定した保険料額について、市町村が確認	○ 高確法第104条
7	市町村(後期高齢者医療担当部局)	後期高齢者医療広域連合が賦課した保険料額に基づき特別徴収で徴収される毎回の保険料額を算出した後、介護・後期高齢者の保険料額が特別徴収の対象となる年金額の1/2を超えないかを確認し、特別徴収の対象となるか否かを判断	○ 介護保険法第136条 ○ 高確法施行規則第99条
8	市町村(介護保険担当部局)	被保険者の保険料等の情報(※)を集約した上で、国保連合会へ通知 ※ 氏名、住所、性別、生年月日、特別徴収する年金の名称、特別徴収する保険料額及び特別徴収義務者(年金保険者)	
9	国保連合会	市町村が提出した情報の統合、データ内容の妥当性チェックを行い、国保中央会に提出 ※ 法令に規定されている内容は、通知において国保連合会を通知することのみ。	○ 介護保険法第138条第4項
10	国保中央会	国保連合会から提出を受けた情報を統合し、日本年金機構に提出 ※ 法令に規定されている内容は、通知において国保中央会を通知することのみ。	○ 介護保険法第138条第4項

11	日本年金機構	市町村から提出を受けた情報に基づき、特別徴収事務に使用する高齢者原簿を作成	
12	日本年金機構	市町村に、特別依頼処理結果を通知	
13	日本年金機構	年金定期支払月（2か月に1回）に特別徴収を実施	○ 介護保険法第137条
14	日本年金機構	年金定期支払月の翌月10日までに、徴収した保険料を市町村へ納入	○ 介護保険法第137条
15	市町村	日本年金機構から保険料受領	

(注) 関係法令及び「介護保険、国保健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料(税)の特別徴収関係資料」に基づき、当局が整理した。

表9 特別徴収の開始に必要な事務の内容及び事務処理に要する期間（フローチャート）

期間 機関名	1か月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目
（日本年金機構 ・年金共済組合）	① 当該年の4月1日、6月1日、8月1日、10月1日、12月1日、2月1日を基準日として、年金額18万円以上の者のうち、65歳以上の者の情報を抽出し、特別徴収の対象となりうる年金の優先順位を判定した上で、日本年金機構又は地方公務員共済組合連合会から国保中央会に当該年金にかかる情報を通知					⑪ 市町村から提出を受けた情報に基づき、特別徴収事務に使用する原簿を作成 ⑫ 市町村に、特別依頼処理結果を通知	⑭ 年金定期支払月の翌月10日までに、徴収した保険料を市町村へ納入
（国保中央会 経由機関）		② 日本年金機構から送付を受けた情報を、各都道府県別に振り分け、各都道府県の国保連合会に通知（作業期間は3日程度）		⑩ 国保連合会から提出を受けた情報を統合し、日本年金機構に提出（作業期間は3日程度）			
（各都道府県の 国保連合会 経由機関）		③ 国保中央会から送付を受けた情報を、各市町村別に振り分け、各市町村に通知（作業期間は2日程度）		⑨ 市町村が提出した情報の統合、データ内容の妥当性チェックを行い、国保中央会に提出（作業期間は7日程度）			
（市町村 介護保険担当部局）			④ 国保連合会から送付を受けた情報を、介護保険担当部局にて受領後、65歳以上75歳未満は国保に、75歳以上（※）は後期高齢者医療制度にそれぞれ振り分け、介護システム経由で担当部局へ送付 ※ 65歳以上74歳以下で一定の障害の状態にあるという認定を後期高齢者医療広域連合から受けた方を含む。	⑧ 被保険者の保険料等の情報を集約した上で、国保連合会へ通知			
（市町村 後期高齢者医療担当部局）			⑤ 75歳以上の者の情報が、後期高齢者医療担当部局へ送付されてくるため、その情報を基に、その時点の後期高齢者医療制度の被保険者情報と照合し、特別徴収の対象となりうる被保険者を確認	⑦ 後期高齢者医療広域連合が賦課した保険料額に基づき特別徴収で徴収される毎回の保険料額を算出した後、介護・後期高齢者の保険料額が特別徴収の対象となる年金額の1/2を超えないかを確認し、特別徴収の対象となるか否かを判断			⑮ 保険料受領
（後期高齢者医療広 域連合）			⑥ 後期高齢者医療広域連合が被保険者ごとに世帯構成、前年所得等を把握した上で賦課決定した保険料額について、市町村が確認				

（注）関係法令及び「介護保険、国保健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料（税）の特別徴収関係資料」に基づき、当局が整理した。

オ 保険料の収納率の推移

後期高齢者医療制度の保険料収納率の推移をみると、表 10 のとおり、保険料収納率の全体は 99.3%～99.4%で推移、普通徴収による納付者の保険料収納率は 98.3%～98.6%で推移と、いずれも高い収納率となっている。

表 10 後期高齢者医療制度に係る保険料の収納率（平成 26 年度～29 年度）
（単位：％）

区分 \ 年度	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
全体	99.3	99.3	99.3	99.4
うち、普通徴収	98.3	98.4	98.5	98.6

（注）「平成 29 年度後期高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合）の財政状況等について」（平成 31 年 4 月 12 日 厚生労働省保険局高齢者医療課）による。

カ 後期高齢者医療制度の保険料の徴収方法の案内状況

後期高齢者医療制度の保険者である後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度を周知する広報物（パンフレット等）を作成し、保険料の徴収手続について広報している。

一例として、2 後期高齢者医療広域連合が作成している広報物を確認したところ、表 11 のとおり、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となった者は、一定の期間は普通徴収となり、納付書又は口座振替により保険料を納付する必要があると広報している。

表 11 後期高齢者医療広域連合が作成した広報物における保険料の徴収に関する広報内容

<p>○ A 後期高齢者医療広域連合の広報物における広報例</p> <p>●普通徴収（納付書または口座振替による納付） 特別徴収の対象とならない方は、納付書や口座振替により納めていただきます。 納付期数は、区市町村によって異なります。詳しくはお住まいの区市町村の担当窓口にお問合せください。 ※新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、他の区市町村から転入された方は、一定期間普通徴収となります。</p> <p>○ B 後期高齢者医療広域連合の広報物における広報例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">普通徴収（口座振替または納付書などによる納付）</p> <p>特別徴収とならない方は、口座振替または納付書などにより、7月から3月までの毎月（原則9回）に分けて納付していただきます。 また、年度の途中で75歳の誕生日を迎えられたり、転入されたりした場合は、特別徴収が始まるまで時間がかかるため、それまでの間は普通徴収となります。 国民健康保険などから後期高齢者医療制度の被保険者になられた場合、それまで保険料（税）を口座振替（普通徴収）で納付していても、あらためて手続きが必要となります。</p> </div>

（注）後期高齢者医療広域連合ホームページによる。

また、当局が 2 地方公共団体（C 市及び D 区）の取扱を調査したところ、いずれも、被保険者証の送付時に同封している文書において、加入後は普通徴収によ

り保険料を徴収することを案内するとともに、口座振替の申込書を同封し、口座振替による保険料納付を希望する場合は、取引先の金融機関窓口（なお、C市は市役所窓口でも可）に申込書を提出するよう案内している。

表 12 地方公共団体における広報例

○ C市における広報例

口座登録のご案内

後期高齢者医療保険料は、原則「年金からの引き落とし（特別徴収）」ですが、ご加入時期や年金の受給状況によって、「口座振替または納付書による納付（普通徴収）」となります。

口座振替を希望される場合は、裏面の記入例を参考に同封の口座振替依頼書をご記入・押印のうえ、お取引先の金融機関窓口、または市役所1階3番窓口へご提出をお願いします。

○ D区における広報例

4. 後期高齢者保険料のお支払い方法について

- 後期高齢者医療制度は保険料を年金からの天引きが原則の保険制度ですが、条件に当てはまらない場合は年金から天引きができません。
その場合には普通徴収（納付書、もしくは口座振替）でのお支払いになります。
- 公的年金(老齢基礎年金等)の1回あたりの受給額に対して、介護保険料との合計額が1/2を超える場合は年金天引きが出来ません。
介護保険料の引かれていない年金(厚生年金等)からは天引き出来ません。
そのほか、年金天引きできない条件については、同封の「後期高齢者医療制度のしくみ」をご覧ください。
- 年金天引きできる条件に当てはまるかどうかは毎年判定を行いますので、来年度以降に納付方法が変更になる場合があります。

75歳を迎えた加入初年度は、年金からの天引きの準備が間に合わないため、普通徴収（納付書、もしくは口座振替）でのお支払いとなります。
口座振替のお手続きにつきましては、3ページ目をご覧ください。



後期高齢者医療保険料口座振替（自動払込）依頼書 2018

お申し込み

口座振替（自動払込）依頼書に必要事項を記入し、口座届出印を押印のうえ、ご利用の金融機関の窓口へ直接お持ちください。店舗のない銀行の場合は郵送で依頼をしてください。（区役所では受付できません）

（注）当局の調査結果による。

一方、口座振替については、平成 31 年 3 月 14 日に一般社団法人全国銀行協会が取りまとめた「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート」において、表 13 のとおり、口座振替の登録に時間がかかることを課題としている。

また、当局が 2 地方公共団体（C 市及び D 区）の取扱を口座振替に係る取扱を調査したところ、いずれも、被保険者から口座振替の依頼がなされた後、口座振替の開始までには 1 か月以上の期間（C 市では 2 か月前後、D 区では 1 か月から 1 か月半程度の期間）を要するとしているとともに、口座振替には市町村による手数料の負担が必要（D 区では、手数料は 1 件あたり 40 円と説明）としている。

加えて、2 地方公共団体（C 市及び D 区）は、いずれも、口座振替の申込書を同封し、口座振替による保険料納付を案内することに関し、発送に要する費用及び手間が負担であるとの意見を述べている。

表 13 税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート（抜粋）

<p>第 I 章 税・公金の現状 と課題</p> <p>3. 金融機関の実態</p> <p>(3) 残存する主な課題</p> <p>前述のとおり、これまで各金融機関において、それぞれの実情も踏まえつつ、税・公金収納の効率化等に向けた様々な取り組みが行われてきたが、それでもなお残存する課題がある。以下はその主な例である。</p> <p>○ 専用の依頼書がないと口座振替の申込手続きができない、<u>口座振替の登録に時間がかかる</u></p> <p>一般的に、口座振替の申し込みにあたっては、収納機関ごとに専用の依頼書による申し込みが必要である。しかしながら、金融機関の窓口等に全種類の依頼書を準備することは困難であり、せっかく口座振替の申し込みの案内をしても、該当する依頼書がないために、その場で手続きできないケースもある。</p> <p>また、<u>紙の依頼書に捺印する必要があるケースが多いことから、金融機関における内容の確認や印鑑照合、形式不備があった場合の対応などに時間を要し、登録に時間がかかる。</u></p> <p><u>これらの点が口座振替の推進の阻害要因の 1 つになっていると考えられる。</u></p> <p>(以下略)</p>
--

(注) 1 「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート」（平成 31 年 3 月 14 日・一般社団法人全国銀行協会）による。

2 下線は当局が付した。

(3) 総務省における同様の相談の受付状況

平成 28 年度から平成 30 年度までの間に、局所において、表 14 のとおり、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となった者が、普通徴収により保険料を納めることが必要な期間が生じることに関連する相談を 3 件受け付けている。

これら 3 件の中には、左目の悪い相談者が、納入通知書により保険料を納めることについて、外出の必要が生じ負担としている相談（1 件）がある。

表 14 総務省において受け付けた、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となった者が、普通徴収により保険料を納めることが必要な期間が生じることに関連する相談の概要（平成 28 年度～30 年度）

○ 75 才になり国民健康保険から後期高齢者医療制度に切り替わったが切り替え後 7～8 か月間は年金からの徴収ができないので納付書で納めるように言われた。 不便なので、引き続き保険料を年金から徴収してほしい。
○ 今年 1 月から後期高齢者医療制度の被保険者となったが、6 月まで保険料を年金から徴収できないと言われた。この理由を知りたい。
○ 私は、最近 75 歳になり、後期高齢者医療制度の被保険者となったところ、市役所から後期高齢者医療制度の保険料納入通知書が送られてきた。 <u>左目の悪い私にとって、納入通知書により保険料を納めることは、外出の必要が生じ負担である。</u>

(注) 下線は当局が付した。

(4) 本件に関連する、国会における質疑及び質問主意書の状況

国会会議録検索システム、衆議院・参議院ホームページの確認の結果、本件に関連する、国会における質疑及び質問主意書の提出は確認できなかった。

(5) 関係機関の調査結果

ア 地方公共団体

当局が 2 地方公共団体（C 市及び D 区）における、後期高齢者医療制度における被保険者資格の取得及び保険料徴収に係る取扱を調査した結果は以下のとおりである。

① 後期高齢者医療制度の資格取得、保険料額の決定及び普通徴収期間における納付方法についての連絡状況について

i) C 市への調査結果

C 市においては、以下のとおりの状況がみられた。

- 被保険者資格取得手続のため、市は、市民が 74 歳到達時に、その氏名、性別、住所及び生年月日を後期高齢者医療広域連合に送付している。
- 保険料算出の根拠となる所得情報は、75 歳に到達し被保険者資格を取得した後に、後期高齢者医療広域連合に送付している。

＝C 市における後期高齢者医療制度の資格取得、保険料額の決定及び普通徴収期間における納付方法についての連絡状況＝

【後期高齢者医療制度の資格取得手続の実施状況】

- 市民が 74 歳に到達したときに、市から保険者である後期高齢者医療広域連合に対し、対象者の住民基本台帳情報（氏名、性別、住所及び生年月日）を送付（※）。
- ※ C 市は、「後期高齢者医療制度担当者ハンドブック 2018」（出版：社会保険出版社）を参考に、当該取扱を行っているとしているが、同取扱は、法令等の根拠はないのではないか、としている。
- 後期高齢者医療広域連合は、市から提供を受けた住民基本台帳情報に基づき被保険者資格取得手続を行い、75 歳に到達する日の 2 か月前までに、市に対し被保険者番号を連絡。

- 市は、75歳到達日の1～2週間前に、被保険者証を対象者に送付。

【被保険者の保険料額の決定状況】

- 対象者が75歳に到達し新たに被保険者となった後に、市から後期高齢者医療広域連合に対し、対象者の所得情報(※)を連絡。

※ 市(県)民税額の算出根拠として市が把握している情報

- 後期高齢者医療広域連合は、市から提供を受けた所得情報に基づき対象者の保険料額を算出。
- 後期高齢者医療広域連合は、対象者に対し、被保険者資格を取得した翌月中(ただし、4～6月に被保険者資格を取得した場合は7月又は8月中)に、市を通じて「後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書」を送付し、当該年度の保険料額を通知。

また、市は、対象者に、上記通知と併せて「後期高齢者医療保険料額納入(変更)通知書」を送付し、納期別の保険料及びその徴収方法を通知。

【被保険者に対する普通徴収期間における納付方法についての連絡状況】

- 市は、対象者に被保険者証に被保険者証を送付する際に、納付方法(納付書による納付又は口座振替)を案内する文書を同封。
- また、市は、納付方法を案内する文書と併せて、口座振替の利用を案内する文書と「後期高齢者医療保険料口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を送付し、口座振替による納付を勧奨。

(注) 当局の調査結果による。

ii) D区への調査結果

D区においては、以下のとおりの状況がみられた。

- 区は、65歳以上の全ての区民の氏名、性別、住所及び生年月日を後期高齢者医療広域連合に送付している。
- 保険料算出の根拠となる所得情報は、C市と同様に75歳に到達し被保険者資格を取得した後に、後期高齢者医療広域連合に送付している。

=D区における後期高齢者医療制度の資格取得、保険料額の決定及び普通徴収期間における納付方法についての連絡状況=

【後期高齢者医療制度の資格取得手続の実施状況】

- 区は、毎年度、65歳以上の全ての区民の住民基本台帳情報(氏名、性別、住所及び生年月日)を、保険者である後期高齢者医療広域連合に送付
- 後期高齢者医療広域連合は、区から送付を受けた住民基本台帳情報に基づき被保険者資格取得手続を実施。
- 後期高齢者医療広域連合は、75歳に達する者について、75歳に達する前月までに、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム」内の「標準システム」に、被保険者情報を入力。
なお、入力した情報は、区へシステムを通じて自動的に提供される。
- 区は、75歳に達する前月中に、対象者に被保険者証を送付。

【被保険者の保険料額の決定状況】

- 対象者が75歳に到達し新たに被保険者となった後に、区から後期高齢者医療広域連合に対し、対象者の所得情報を連絡。
- 後期高齢者医療広域連合は、区から提供を受けた所得情報に基づき対象者の保険料額を算出。
- 後期高齢者医療広域連合は、対象者に対し、被保険者資格を取得した翌月中

に、区を通じて後期高齢者医療保険料額の決定通知を送付。

【被保険者に対する普通徴収期間における納付方法についての連絡状況】

- 区は、対象者に被保険者証に被保険者証を送付する際に、納付方法（納付書による納付又は口座振替）を案内する文書を同封。
- また、区は、納付方法を案内する文書と併せて、口座振替の利用を案内する文書と「後期高齢者医療保険料口座振替（自動払込）依頼書」を送付し、口座振替による納付を勧奨。

（注）当局の調査結果による。

② 後期高齢者医療制度の被保険者となった後、普通徴収による保険料の徴収を必要とする期間が生じることについての意見等

i) C市への調査結果

C市からは、以下のとおりの意見が聞かれた。

- 特別徴収の事務処理に要する期間の短縮については、システムの改修が必要であるが、その費用を市町村で負担することは財政上困難であり、国（厚生労働省）も費用の捻出は困難ではないか。
- 市と後期高齢者医療広域連合は、既に74歳到達者の氏名、性別、住所及び生年月日を情報共有していることを踏まえると、75歳到達者の所得情報を、マイナンバーを活用した情報連携により速やかに把握し、後期高齢者医療広域連合と情報共有できるようになれば、保険料の算出や特別徴収対象者の判定を早期に行い、特別徴収の開始時期を少しでも早めることはできるのではないか。
- 国民健康保険所管部局と後期高齢者医療制度の所管部局間で、国民健康保険を口座振替により納付していた者の口座情報を共有できれば、金融機関への口座情報の登録に係る手続を省略でき、国民健康保険料から引き続いて後期高齢者医療制度の保険料を徴収することが可能と考えられる。

=C市における、後期高齢者医療制度の被保険者となった後、普通徴収による保険料の徴収を必要とする期間が生じることについての意見等=

- ① 特別徴収の事務処理に要する期間の短縮については、現在、後期高齢者医療制度の被保険者資格の管理や収納等の各種事務に使用している「後期高齢者医療広域連合電算処理システム」の改修が必要となる可能性が考えられる。

当該システムを改修する場合、その費用は、市町村が負担することは財政上困難であり、国（厚生労働省）が負担しなければならないが、限られた予算においてシステム改修の費用を捻出することは困難ではないか。

- ② 市民が74歳到達時には、既に後期高齢者医療広域連合に対し、74歳到達者の氏名、性別、住所及び生年月日を送付し、情報共有している。

このことを踏まえると、マイナンバーを活用した情報連携により75歳到達者の所得情報を速やかに把握するとともに、後期高齢者医療広域連合と情報共有できれば、保険料の算出や特別徴収対象者の判定を早期に行うことができるようになれば、特別徴収の開始時期を少しでも早めることはできると考えられる。

被保険者の中には、収入が年金の支給のみなど限られていることから、一度保険料の滞納が発生すると、その回収が困難となるケースもある。特別徴収の開始

時期を少しでも早めることができれば、保険料の滞納の抑制することにも繋がり、被保険者と保険料の徴収権者の双方の負担軽減につながる。

- ③ 後期高齢者医療制度の被保険者となった後、普通徴収による保険料の徴収を必要とする期間において、被保険者が保険料の納付を忘れるおそれがあるため、当市は、普通徴収期間の保険料の納付に関し、口座振替による納付を勧奨している。

被保険者の中には、国民健康保険料を口座振替により納付していた者もいるが、口座振替に使用する口座情報は個人情報であるため、現在は、国民健康保険所管部局と後期高齢者医療制度の所管部局間で共有することはできない。

このため、全ての被保険者に対し、初回の被保険者証の送付時に、「後期高齢者医療保険料口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を送付し、口座振替の希望者には改めて同申込書により金融機関への口座情報の登録を行わなければならない。

国民健康保険を口座振替により納付していた者について、国民健康保険所管部局と後期高齢者医療制度の所管部局間で口座情報を共有できるようになれば、上記の金融機関への口座情報の登録に係る手続を省略でき、国民健康保険料から引き続いて後期高齢者医療制度の保険料を徴収することが可能と考えられる。

(注) 当局の調査結果による。

ii) D区への調査結果

D区からは、以下のとおりの意見が聞かれた。

- 特別徴収の事務処理に使用するシステム改修が困難であることや、被保険者が特別徴収の対象か否かを被保険者となる前に判断できないため、被保険者となった直後から、特別徴収により保険料を徴収することは難しい。
- 区と後期高齢者医療広域連合は、既に65歳以上の全ての区民の氏名、性別、住所及び生年月日の情報を共有しており、確定申告を通じて把握した所得情報を、マイナンバーを活用した情報連携により速やかに把握できるようになれば、特別徴収の開始までの期間を1か月程度は短縮することができるのではないかと。
- 国民健康保険の保険料徴収に使用していた口座情報を引き続き後期高齢者医療制度の保険料徴収に使用することを可能とする法令整備を行うとともに、口座情報を国民健康保険所管部局と後期高齢者医療制度所管部局が共有できるようになれば、国民健康保険から後期高齢者医療保険に制度が切り替わっても、継続して口座振替により保険料を徴収が可能となり、被保険者の納付負担の軽減につながるのではないかと。

＝D区における、後期高齢者医療制度の被保険者となった後、普通徴収による保険料の徴収を必要とする期間が生じることについての意見等＝

- ① 特別徴収の事務処理には、現在、後期高齢者医療制度の被保険者資格の管理や収納等の各種事務に使用している「後期高齢者医療広域連合電算処理システム」を活用している。

しかし、同システムの処理能力は限られており(※)、特別徴収の事務処理の早期化にはシステム改修が必要であるが、少なくとも後期高齢者医療広域連合や市町村には改修費用を負担できる財政上の余裕はない。

※ 現在、○都道府県内における後期高齢者医療制度の被保険者数約 150 万人であるが、○都道府県後期高齢者医療広域連合が使用しているシステムは 40 万人の被保険者数を想定し構築されているため、システム上の事務処理に時間を要する状況であるとしている。

また、特別徴収の実施にあたっては、被保険者が特別徴収の対象となる介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合算額が年金受給額の 1/2 を超えないか否かを確認する必要がある。

しかし、被保険者となる前には、正確な保険料額を算出することはできないため、被保険者となる者が特別徴収の対象となるか否かを判断できない。

これらの事情から、被保険者となった直後から、特別徴収により保険料を徴収することは難しいと考えられる。

- ② 区と後期高齢者医療広域連合は、既に 65 歳以上の全ての区民の氏名、性別、住所及び生年月日の情報を共有している。

このため、毎年 2 月に行われる確定申告を通じて把握した所得情報を、マイナンバーを活用した情報連携により速やかに把握できるようになれば、早期に保険料額を確定することができるため、特別徴収の開始までの期間を 1 か月程度は短縮することができるのではないか。

- ③ 被保険者の中には、国民健康保険の保険料徴収を通じて、既に区が口座情報を入手している者もいる。しかし、現在の法令では、国民健康保険の保険料徴収において把握した口座情報を後期高齢者医療制度の保険料徴収のために使用することを可能とする規定が設けられていないため、当該口座情報を後期高齢者医療制度の所管部局が入手・活用することは個人情報目的外利用となる。

このため、口座振込による保険料納付を希望する場合、被保険者から「後期高齢者医療保険料口座振替（自動払込）依頼書」の提出を求めているが、同書類の提出から口座振替の開始までには、金融機関における口座振替の登録手続のため概ね 2 か月の期間を要しており、口座振替の開始までは納付書による納付が必要である。

国民健康保険の保険料徴収に使用していた口座情報を引き続き後期高齢者医療制度の保険料徴収に使用することを可能とする法令整備を行うとともに、口座情報を国民健康保険所管部局と後期高齢者医療制度所管部局が共有できれば、国民健康保険から後期高齢者医療保険に制度が切り替わっても、継続して口座振替により保険料を徴収が可能となり、被保険者の納付負担の軽減につながるのではないか。

(注) 当局の調査結果による。

このほか、当局が 2 地方公共団体（E 市及び F 市）から聴取したところ、これら地方公共団体では表 15 のとおり、以下の取扱いを行っているとしている。

- i) E 市は、当該年度に 75 歳に達し後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得する者に対し、保険料の納付について混乱が生じないように、毎年 4 月に、75 歳に達した後暫くの期間は特別徴収ができないこと及び特別徴収ができない間は普通徴収により保険料を徴収することになる旨を予め文書でお知らせしている。
- ii) F 市は、75 歳に達し特別徴収ができない期間の被保険者から、「足が不自由であり、外出して保険料を納めることができない」との相談を受け、やむを得ず当該被保険者の自宅まで職員が出向き、保険料を徴収した事例がある、としている。

表 15 地方公共団体からの聴取結果

区分	聴取結果										
E市	<p>① 特別徴収の準備には6か月程度の期間を要しており、住民から本件と同様の相談は寄せられている。</p> <p>② 国保から後期高齢者医療制度への切り替え時に一時的に保険料の納付方法が変わるため、被保険者が保険料の納付方法について混乱するおそれがある。 このため、当市では、当該年度に75歳に達し後期高齢者医療制度の被保険者となる者に対し、毎年4月に、75歳に達した後暫くの間は特別徴収ができないこと及び特別徴収ができない間は普通徴収により保険料を徴収することを、予め文書でお知らせ(※)している。 ※ 同取扱の開始時期までは不明としている。</p> <p>③ 75歳に達し新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者から、資格取得後 にすぐ特別徴収できる方策は思いつかない。 これまで、被保険者となる前から先行して特別徴収の開始に必要な事務を行うことは考えたことがないため、このような取扱をした場合において、市の事務にどのような影響が生じるか分からない。 また、被保険者となる前は国民健康保険など、他の医療保険制度に加入している者であり、そもそも先行して手続を進めることができるのかどうかも分からない。</p>										
F市	<p>① 特別徴収の準備事務のため、以下のとおり、被保険者となった月から6か月以上経過しなければ特別徴収を開始できず、その間は普通徴収により保険料を徴収している。</p> <table border="1" data-bbox="395 1025 1177 1223"> <thead> <tr> <th>被保険者となった月</th> <th>特別徴収の開始時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月から9月まで</td> <td>被保険者となった翌年度の4月</td> </tr> <tr> <td>10月から11月まで</td> <td>被保険者となった翌年度の6月</td> </tr> <tr> <td>12月から1月まで</td> <td>被保険者となった翌年度の8月</td> </tr> <tr> <td>2月から3月まで</td> <td>被保険者となった翌年度の10月</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 当市でも、普通徴収となる期間において、住民から本件と同様の相談は寄せられている。 また、その中には、「足が不自由であり、外出して保険料を納めることができない」との相談もあり、本件については、やむを得ず当該被保険者の自宅まで職員が出向き、保険料を徴収している。</p> <p>③ また、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となった者は、これまで国民健康保険の保険料を特別徴収されていたことから、納付書による保険料納付が必要であることを忘れがちになるケースが多い。 このため、当市では、保険料の納付漏れを防ぐため、後期高齢者医療制度の被保険者となった者に被保険者証を送付する際に、口座振替による納付を勧める文書を同封(※)している。 ※ 同取扱の開始時期までは不明としている。</p> <p>④ 75歳に達し、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者から、資格取得後 にすぐ特別徴収できる方策は思いつかない。</p>	被保険者となった月	特別徴収の開始時期	4月から9月まで	被保険者となった翌年度の4月	10月から11月まで	被保険者となった翌年度の6月	12月から1月まで	被保険者となった翌年度の8月	2月から3月まで	被保険者となった翌年度の10月
被保険者となった月	特別徴収の開始時期										
4月から9月まで	被保険者となった翌年度の4月										
10月から11月まで	被保険者となった翌年度の6月										
12月から1月まで	被保険者となった翌年度の8月										
2月から3月まで	被保険者となった翌年度の10月										

(注) 当局の調査結果による。

イ 厚生労働省の見解

- ① 厚生労働省においても、市町村や後期高齢者医療広域連合(以下「市町村等」という。)に対し、ご指摘のような特別徴収による納付を継続していただきたいといった意見があることは承知している。

- ② 医療保険制度においては、高齢者と現役世代の負担の明確化・公平化を図るとともに、疾病リスクの高い高齢者を国民全体で支えていくため、75歳という年齢で区分し、国民健康保険制度や健康保険制度といった他の医療保険制度とは別に、後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する人のうち75歳以上の方（65歳以上74歳以下で一定の障害の状態にあるという認定を後期高齢者医療広域連合から受けた方を含む。）を対象とした後期高齢者医療制度を設けている。

このため、財政運営等の責任を有する保険者についても、74歳までは市町村及び都道府県が国民健康保険の保険者として事務を担っているが、75歳になり、後期高齢者になると都道府県単位で設置されている後期高齢者医療広域連合が事務を担うこととされており、制度ごとに保険者は異なっているところである。

医療保険制度において、保険料額の賦課決定等を行うのは財政運営責任を有する保険者であることから、新たに後期高齢者医療制度に加入した段階で、当該制度の場合には後期高齢者医療広域連合が当該被保険者の保険料を改めて賦課決定することとなる。

後期高齢者医療制度において特別徴収を開始するには、市町村において、日本年金機構、国保中央会、国保連合会を通じて送付されてきた特別徴収の対象となりうる75歳以上の方の情報をもとに、世帯構成、前年所得等を踏まえ、当該賦課決定された保険料額を確認した上で、特別徴収による保険料の徴収額を算定するとともに、特別徴収の対象となるか否かを確認するなど様々な事務手続きが生ずるため、制度加入後、日本年金機構、国保中央会、国保連合会及び市町村等における事務手続きにより約6か月程度を要しているところである。

このため、仮に、国民健康保険の特別徴収の対象となっていた者について、後期高齢者医療制度の被保険者となった直後から特別徴収により保険料を徴収できるようにするためには、後期高齢者医療制度に加入する約6か月前に特別徴収の事務手続きを開始する必要がある。

しかし、ある年度の保険料額は前年所得をもとに算定しており、前年所得は翌年6月頃に確定することから、75歳への到達が年度前半の方は、事前手続きを開始する段階では前年所得を把握できず保険料の算定自体が不可能である。給与所得等が変動し得ることは言うまでもないが、年金給付額に限っても、年度ごとに金額が決定され、賦課時点における額は変動し得ることから、年金収入のみの方であっても同様に事前の所得把握は困難である。

加えて、前年所得が把握できる場合であっても、後期高齢者医療制度の保険料額は、75歳となった時点での世帯構成等の各種条件に基づき算定されるものであることから、事前に賦課額を確定することはできず、予め賦課額を決定しようとする、誤った保険料を賦課するケースが相当程度生じ得ることとな

る。

例えば、

- ・ 現行の制度においては、制度加入日（75歳になった日）時点の世帯構成等により保険料額を決定するものであるが、事前手続において保険料を算定した日から実際の加入日までの間に、世帯構成に転居・死亡等の変化があれば、それぞれ保険料額も変化すること。本人が後期高齢者医療制度に加入するまでの間に都道府県を越えて転居した場合には、当該被保険者の加入する医療保険者（後期高齢者医療広域連合）自体が変わること。
- ・ 後期高齢者医療制度には、本制度に加入する前日に健康保険や共済組合などの被用者保険の被扶養者であった方について保険料を軽減する特例があるが、予め、本特例の対象となるかを判定することはできないこと。

等があげられる。

さらに、現行制度上、保険料を賦課した後、保険料を減額する必要が生じた場合には、特別徴収は継続できず、一旦、普通徴収に戻ることとされている。このため、仮に事前に保険料の賦課決定を行った上で、保険料を減額する必要が生じた場合には、被保険者にとっても、制度の移行後、当初は特別徴収となったものの一旦普通徴収に移行した上で、一定期間を経過した後で改めて特別徴収に戻るといった変化が生ずることとなり大きな混乱を招くことになる。

- ③ 現行の後期高齢者医療制度において、特別徴収を開始するには、制度加入後、日本年金機構及び市町村等における事務手続により約6か月程度を要するところ、この6か月程度という期間を短縮するには、日本年金機構、共済組合、国保中央会、国保連合会、市町村、広域連合等において、大幅な人員増を実施することや大規模なシステム改修を行うこと等が必要であり、一定程度の予算を要すると見込まれ、費用対効果の点から慎重な検討が必要である。
- ④ 特別徴収は被保険者の生活の基礎となる年金から保険料を徴収するものであり、年金からの天引き額が過大とならないよう配慮を行うという観点から、各市町村等により要件を満たすか等を適切に確認するとともに、特別徴収実施前に被保険者に対して年金から保険料を徴収することを周知することが必要不可欠である。
- ⑤ 以上のことから、ご要望のような対応をとることは困難であるが、①～④で述べたような事情についての被保険者に対する丁寧なご説明や、後期高齢者医療制度移行後の口座振替等による手続きをわかりやすくするといった取組みについては、進めていく必要があると考えている。